

川崎市介護保険制度における閲覧等に関する要綱

平成11年10月1日
11川健介第233号
健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、要介護認定・要支援認定（以下「介護認定」という。）に係る帳票の閲覧及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、介護認定申請を行った被保険者（以下「本人」という。）の請求を原則としつつ、居宅介護支援事業者等における、本人の心身等の状況に即した効果的な介護サービス計画の作成（介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成を含む。）、地域ケア会議における個別事例の検討、本人の指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特列入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定等介護保険事業の適切な運営のために閲覧等の手続について必要な事項を定めるものとする。

(帳票の種類)

第2条 閲覧等を請求できる帳票は、次の各号に掲げる帳票とする。

- (1) 主治医意見書
- (2) 認定情報（審査会資料又は基本調査）
- (3) 調査票の特記事項（概況調査IV）

(閲覧等の請求)

第3条 閲覧等の請求は、本人が、川崎市介護保険制度における閲覧等請求書（第1号様式。以下「請求書」という。）により、本人の介護認定情報を所管する区役所の介護保険担当（以下「所管課」という。）に行うものとする。ただし、本人の介護状態等により、本人が所管課に請求できない場合は、委任を受けたケアプラン作成者等は、本人に代わり請求することができる。

2 前項における「ケアプラン作成者等」とは、次の各号に掲げる事業所の介護支援専門員をいうものとする。

- (1) 居宅介護支援事業所
- (2) 地域包括支援センター
- (3) 介護保険施設
- (4) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所
- (5) (介護予防) 特定施設入居者生活介護事業所
- (6) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

(8) 地域密着型介護老人福祉施設

(9) 複合型サービス事業所

3 本人が認知症等により閲覧等の請求について判断能力に欠ける場合は、次の各号に掲げる順で請求できるものとする。この場合においては、本人からの委任を要しない。

(1) 親族（請求書中の申立欄にその旨を記載することとする。）

(2) 親族がいない場合は、現在本人を介護している者（本人との関係を記載した第三者の証明を受けた書面を添付することとする。）

（閲覧等の制限）

第4条 所管課は、閲覧等の請求に応じる際は、次の各号に留意する。

(1) 請求の目的が第1条の規定と一致している場合に限って、請求に応じるものとする。この場合の判断は、所管課長が行う。

(2) 請求書の受理は、介護認定審査会による本人の審査判定が終了し、本人に認定結果通知が到達してからとする。

(3) 主治医意見書、調査票の特記事項（概況調査Ⅳ）は、本人又は親族に知らせるべきでない告知されていない疾病の状況等の内容がある場合には、一部閲覧等の内容を制限することができる。この場合の判断は、所管課長が行う。

(4) 主治医意見書は、意見書中のチェック欄「サービス計画等に利用されることに同意する又は同意しない」に主眼をおき、同意する場合に限って請求に応じるものとする。

（請求に対する決定等）

第5条 第3条の規定による閲覧等の請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して7日以内に、川崎市介護保険制度における帳票請求決定通知書（第2号 様式。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 閲覧の請求があったときは、第3条に規定する請求者に対して、来所日を連絡するものとする。

3 第1項の決定通知書により交付する写しの部数は、同一の請求者につき1部に限るものとする。

（閲覧等を受けた者の遵守事項）

第6条 前条による閲覧等を受けた者（以下「閲覧者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 閲覧等を受けた帳票に係る本人の情報及び本人の親族の情報を、請求書に記載した目的以外に使用しないこと。

(2) 第3条の規定により本人以外の者が請求した場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(3) 帳票の写しの交付を受けた場合は、交付された写しの漏えい、改ざん、滅失又はき損その他の事故を防止すること。

(4) 交付された写しを保有する必要がなくなったときは、確実に、かつ、速やかに交付された写し（それを複写し、又は複製したものを含む。）を責任をもって廃棄すること。

(5) 本人又は所管課から交付された写しの提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

(遵守事項違反に対する措置)

第7条 所管課長は、閲覧者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合、それ以降の閲覧等の請求に応じないことができる。

(費用)

第8条 本要綱に基づく閲覧等に係る手数料は徴収しない。

2 帳票の写しを請求者の希望に基づき郵送する場合は、請求者はそれに要する実費を負担しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日・14川健介保第486号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日・16川健介保第1471号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日・17川健介保第1560号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日・19川健介保第348号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日・22川健介保第1758号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日・25川健介保第1930号・健康福祉局部長専決）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日・26川健介保第450号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日・27川健介保第1213号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を修正した上で、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。